

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団
第1回理事会議事録

1. 開催日時：令和8年8月3日（水）午後0時35分
2. 開催場所：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室1
3. 出席者：（1）理事総数 12名
出席理事 10名
会長 太田 雄貴
副会長 南 壮一郎
事務総長 栗岡 祥一
理事 今井 泰徳、野口 啓代、広瀬 史乃、
丸山 雅代、皆川 賢太郎、
三宅 宏実、矢嶋 雅子（Web 出席）

（2）監事総数 2名
出席監事 2名
小林 久美、渡邊 剛（Web 出席）

4. 議事

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | ガバナンス確保及び各種規程類について |
| 第2号議案 | 業務執行理事の設置及び選定について |
| 第3号議案 | JOC との基本協定の締結について |
| 第4号議案 | 東京都との基本協定の締結について |
| 第5号議案 | 2026 年度事業計画及び予算について |
| 第6号議案 | JOC からの資金受入について |
| 第7号議案 | 設立当初から必要な契約案件について |
| 第8号議案 | 設立者による契約の承継について |
| 第9号議案 | 評議員会の開催について |

5. 理事会の議事の経過の概要及び議決の結果

午後0時35分、会長が議長席に着き開会を宣した。

議事に入る前に、事務局より、本理事会は定款第36条の規定に定める定足数を満たし有効に成立していること、議事録署名人については定款第39条の規定により、会長と出席した監事が務めることを確認した。

なお、本理事会は Web 会議システムを併用して開催しており、Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時適確な意見表明が互いにできる状態となっていることを開会前に確認している。

(1) 第 1 号議案 ガバナンス確保及び各種規程類について

議長は、第 1 号議案を上程し、事務局から資料 2－1、2－2 に基づき説明がなされた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(2) 第 2 号議案 業務執行理事の設置及び選定について

議長は、第 2 号議案を上程するとともに、資料 3 に基づき説明を行った。広瀬理事をコンプライアンス担当理事に選定することが丸山理事から提案され、全員異議なく承認可決した。

(3) 第 3 号議案 JOC との基本協定の締結について

議長は、第 3 号議案を上程し、事務局から資料 4 に基づき説明がなされた。広瀬理事より、スポンサー事前確認会議（仮称）の設置時期について質問がなされ事務局から「財団設立後、速やかに検討し設置する」旨の説明があった。本議案に関しては、太田会長と今井理事は特別利害関係人に該当するため、一般法人法第 95 条により議決に加わらず、定款第 35 条 2 項に基づき、南副会長が議長の代行を務めた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(4) 第 4 号議案 東京都との基本協定の締結について

議長は、第 4 号議案を上程し、事務局から資料 5 に基づき説明がなされた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。なお、本議案に関しては、丸山理事は特別利害関係人に該当するため、一般法人法第 95 条により議決に加わっていない。

(5) 第 5 号議案 2026 年度 事業計画及び予算（案）について

議長は、第 5 号議案を上程し、事務局から資料 6 に基づき説明がなされた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(6) 第 6 号議案 JOC からの資金受け入れについて

議長は、第 6 号議案を上程し、事務局から資料 7 に基づき説明がなされた。本議案に関しては、太田会長と今井理事は特別利害関係人に該当するため、一般法人法第 95 条に

より議決に加わらず、定款第 35 条 2 項に基づき、南副会長が議長の代行を務めた。

議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(7) 第 7 号議案 設立当初から必要な契約案件について

議長は、第 7 号議案を上程し、事務局から資料 8 に基づき説明がなされた。矢嶋理事より、法律相談業務の上限時間設定の考え方について質問がなされ、事務局から「法律相談業務は単価契約で、上限時間は世界陸上を参考に設定したものであり、上限時間を超えた場合は契約先と協議する」旨の説明があった。また、広瀬理事より、法律相談業務の 4 社辞退について確認がなされ、事務局から「4 社については見積の辞退があった」旨の説明があった。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(8) 第 8 号議案 設立者による契約の承継について

議長は、第 8 号議案を上程し、事務局から資料 9 に基づき説明がなされた。小林監事より、設立者が会計監査業務を契約した理由について質問がなされ、事務局から「一般法人法 153 条に基づき、設立者が契約する必要があった」旨の説明があった。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(9) 第 9 号議案 評議員会の開催について

議長は、第 9 号議案を上程し、事務局から資料 10 に基づき説明がなされた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

以上をもって議案の全部の審議及び報告が終了し、Web 会議システムを用いた本理事会は、終始異状なく終了したので、議長は、午後 1 時 3 2 分閉会を宣し、解散した。

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、定款第 3 9 条第 2 項の規定に基づき、出席した会長及び監事が以下に記名押印する。

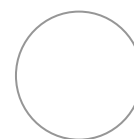
議事録作成者 会長 太田 雄貴

令和 8 年 8 月 3 日

一般財団法人オリンピック Q シリーズ 2028 東京財団

議 長
会 長

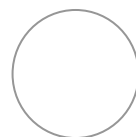
太田 雄貴



代表印

監 事

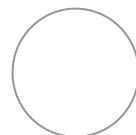
小林 久美



印

監 事

渡邊 剛



印